

## 鶴岡市農業委員会第26回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和8年1月15日(木) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 金野 匡良    2番 菅原 仁    3番 伊藤 由紀子 4番 鈴木 聡    5番 野村 恵    6番 工藤 久子 7番 小林 博    8番 渡部 修    9番 丸山 伸一 10番 石井 光明
出 席 推進委員	1番 森 秀弘    2番 井上 克浩    3番 石川 守 4番 齋藤 功    5番 齋藤 万里子    6番 齋藤 和博 7番 新館 登    8番 齋藤 政伸    9番 菅原 輝康 10番 河井 健次    11番 富樫 初    12番 黒井 涼子 13番 若生 正人    14番 清野 吉喜    15番 齋藤 智
遅 参 委 員	1番 森 秀弘 推進委員    15番 齋藤 智 推進委員
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	なし
事 務 局	局長 黒井 布美    主査 工藤 仁    調整専門員 丸山貴子 専門員 照井 明嗣    主事 奥山 立    主事 齋藤 静 主事 長堀 亜由    羽黒分室冠専門員 伊藤 元生 櫛引分室主査 渡部 千歌    朝日分室専門員 井上 聖
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会      午前 9 : 3 0
議 長	本日の欠席はありません。遅参届は1番 森 秀弘 推進委員、15番 齋藤 智 推進委員より出されております。早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第26回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思っておりますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、4番 鈴木 聡 委員、7番 小林 博 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地の転用事実に関する照会について≫
	(説 明) ≪報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について≫
議 長	報告事項ではありますが、ご質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	これは3条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。4番 齋藤 功 推進委員。
4番推進委員	<p>4番 齋藤です。1月9日、事務局と私で航空写真にて現地を確認いたしました。</p> <p>藤 44 については、受人が現在まで耕作していた農地を買い受けることになったものです。金額が10a 対価 45 万円のため農地法3条での申請になっております。水稲・大豆を作付けする予定です。</p> <p>藤 45 については、申請地と受人の農地が畔で分けられており、申請地を受人へ売却し、畔を除去して耕作する方がよいと話がまとまったものです。水稲を作付けする予定で、受人の農作業歴は42年になります。</p> <p>藤 46 については、農地処分のため受人が農地を取得することで話がまとまったものです。自家野菜を作付けする予定で、受人の農作業歴は30年になります。</p> <p>藤 47 については、基盤強化促進法による契約が期間満了を迎えたため、契約の再設定を行うものです。借人は認定農業者であり、地域農業を担う若手農家の1人です。水稲を作付けする予定で、借人の農作業歴は11年ほどになります。</p> <p>藤 48 については、藤 47 と同様に契約の再設定を行うものです。借人は認定農業者であり、地域を代表する担い手でもあります。水稲と大豆を作付けする予定で、農作業歴は14年になります。</p> <p>以上全ての案件について、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。</p>
議 長	7番 小林 委員。

7 番 委員	<p>7 番 小林です。1月8日に黒井推進委員と事務局1名で、積雪のため航空写真等の資料により現地調査を実施しましたので報告します。</p> <p>櫛 38 については、受人は農作業歴 45 年の認定農業者で、渡人とは親戚関係であり、今回渡人の財産処分のため、所有権移転するものです。申請地では水稲と自家用野菜を作付けする予定です。</p> <p>櫛 39 については、受人は農作業歴 3 年の認定農業者で必要な農機具を確保しており、申請地では自家野菜を作付けする予定です。自宅に隣接する農地であるため、適切な管理が見込まれます。</p> <p>櫛 40、櫛 41 については、現在の借人が高齢による規模縮小のため、同一集落内の若手担い手に声をかけ、耕作を引き継ぐことになったものです。次の借人は農作業歴 7 年で必要な農機具を所有しており、すべての農地が適切に管理されています。申請地では水稲を作付けする予定です。</p> <p>櫛 42 については、借人は農作業歴 50 年で、水稲や大豆、柿を作付けしており、申請地においても現在作付けされている柿を栽培する予定です。</p> <p>櫛 43 については、賃貸借契約の期間満了に伴い再設定を行うものです。申請地では水稲を作付けしており、いずれの田もきちんと耕作されています。</p> <p>櫛 44 については、借人は農作業歴 16 年の認定農業者で、水稲や枝豆、柿を作付けしており、すべての農地がきちんと耕作されています。申請地は水稲や自家野菜を作付けする予定です。</p> <p>以上すべての案件について、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないことを報告いたします。</p>
議 長	1 番 金野 委員。
1 番 委員	<p>1 番 金野です。羽 27 の案件について報告いたします。1月8日、齋藤政伸委員と私、事務局 2 名で、現地積雪のため航空写真で確認を行いました。</p> <p>羽 27 は、農地を無償で譲り受けるものです。現地ですが、もともとは田んぼでしたけれども現在は転作して畑としてきれいに管理されています。受人は農作業歴 22 年と十分な経験があり、近隣の受人の農地もきれいに管理されています。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件を満たしているものと判断いたしました。</p>
議 長	14 番 清野 推進委員。
14 番 推進委員	<p>推進委員 14 番 清野です。1月7日、積雪のため私と事務局と集まりまして航空写真等で確認を行いました。</p> <p>まず初めに朝 19 から朝 26 についてです。この契約は集積計画の期間満了に伴う農地法第 3 条への変更の再設定です。いずれも再設定のため、農地は管理されており、また再設定に向けて対価について見直しをかけています。水稲を中心に契約後も現在の作物を引き続き耕作する予定で、特に問題なしと判断しました。</p> <p>次に朝 27 から朝 30 についてです。これらの契約は、前耕作者が怪我により労力不足となったため、前耕作者が貸借していた農地及び自己所有の耕作農地の一部を新たに 2 名の借人により耕作してもらうものです。いずれの案件も借人の農地と今回の申請地と隣接していることから農地集積につながります。また 2 名の借人は水稲を中心に作付けしており、農作業歴が 50 年近くあります。家族の協力や地域農業者との協力関係も良好で、耕作に必要な農機具も所有しています。いずれの案件においても今後効率的に耕作に取り組めるものと判断しました。</p> <p>以上のすべて案件において、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の要件に該当しないことを報告します。</p>

議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。7番 新館推進委員。
7番推進委員	推進委員 7番 新館です。所有権移転のことでお聞きしたいことがあります。先ほど藤 44 は金額によって促進計画ではなくて農地法第 3 条での契約というようにお伺いしたのですが、他の案件でも金額によって決まるのでしょうか。それとも藤 45 と藤 46 は金額的に問題ないと思うのですが、面積要件など、他にも何か条件があれば教えていただきたいです。
議 長	事務局の方、お願いします。
事 務 局	現在農地売買は、農地法によるものか、中間管理機構による特例事業となります。今回、藤 45 と藤 46 に関しては受人が認定農業者であるという要件を満たしていないことと、それ以外に、経営地と併せて概ね 1ha 以上の団地を形成する、いわゆる団地要件、それらを加味して特例事業で契約できるかどうか判断しています。今回の農地法第 3 条での申請は、金額だけではなく認定農業者であるかどうかということをもて、藤 45 の受人は法人の構成員ということで個人として認定農業者ではありませんので、特例事業でなく農地法第 3 条での申請となっております。また、藤 46 も適切な値段なのですが、認定農業者ではないので特例事業の要件を満たしておらず農地法第 3 条での申請となっております。以上です。
議 長	他にございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第 1 号について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画 (案) の決定について≫
議 長	初めに機藤 149 は、私に関係する案件ですので、議長を金野委員にお願いし、退席したいと思います。
	(議長 退席)
臨 時 議 長	1 番 部会長職務代理者の金野です。議長が退出しましたので、暫時の間、私が臨時議長を務めさせていただきます。 それでは、69・70 ページの機藤 149 の案件についてのみ審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

	(発言者なし)
臨時議長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第2号 機藤149の案件について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
臨時議長	全員賛成により、議案第2号 機藤149については原案通り決しました。石井部会長の入室を許可し、議長を交代させていただきます。
	(議長 入室)
議長	ありがとうございました。それでは機藤149以外の案件について審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。9番 丸山 委員。
9番委員	9番 丸山です。90ページの機羽102から104の案件は私に関わる案件ですので、退室を申請します。
議長	退室を許可します。
	(9番委員 退室)
議長	それでは90ページの機羽102から104の案件のみ、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第2号の機羽102から104について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第2号の機羽102から104については、議案通り決しました。丸山委員の入室を許可します。
	(9番委員 入室)
議長	それでは、それ以外の案件について審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第2号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	<p>全員賛成により、議案第2号 農用地利用集積等促進計画（案）の決定については、原案通り決しました。</p> <p>以上で本日の審議は全て終了いたしました。これをもちまして、第26回東部農地部会を終了いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">閉 会      午前 10:00</p>

	<p>議 長      石井 光明</p> <hr/> <p>議 事 録 署名委員      小 村 博</p> <hr/> <p>議 事 録 署名委員      鈴 木 聡</p> <hr/>
--	---